

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	外国組合員に対する課税の特例に関する所要の措置	
税 目	所得税、法人税	
要 望 の 内 容	<p>平成 21 年度税制改正において、一定の要件を満たす外国組合員が組合理投資ファンドに投資を行う場合、当該組合員は国内において PE（恒久的施設）を有しないものとみなす旨の特例が創設された。</p> <p>当該特例に関し、外国組合員がその適用を受けるための要件の一つである「業務の執行として政令で定める行為を行わないこと」から、金融商品取引業等に関する内閣府令 128 条及び 129 条に定める利益相反取引・運用財産相互間における取引についての同意を除外する。</p>	
	減収見込額 （平年度）	一百万円 （一百万円）

<p style="text-align: center;">新 設 ・ 要 と 充 す る 理 由 延 長 を</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>金商法上の登録運用業者が組成する国内組合型投資ファンドの運用益に係る課税関係を見直し、多様な資金調達・運用機会を確保する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>外国組合員が本特例の適用を受けるためには、「業務の執行として政令で定める行為を行わないこと」という要件を満たす必要がある。</p> <p>他方、金商法上の登録運用業者は、原則として、利益相反取引・運用財産相互間における取引を行うことが禁じられているが、金商業府令 128 条及び 129 条に定める同意を得れば、かかる取引も実行可能とされている。</p> <p>しかしながら、金商法上の登録運用業者が投資事業有限責任組合を組成する場合、外国組合員から金商業府令 128 条及び 129 条に定める同意を得ると、外国組合員は上記の要件を満たさないこととされているため本特例の適用を受けられない。</p> <p>このため、本措置により、外国組合員が金商業府令 128 条及び 129 条に定める同意をする場合でも、本特例の適用を受けられるようにする必要はある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>本措置により、上記の金商法上の規制を受けない運用業者が投資事業有限責任組合を組成する場合とのイコール・フットィングが図られることとなるため、妥当な措置である。</p>												
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関連する事項</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="225 1216 464 1373">政策評価体系における位置付け</td> <td data-bbox="464 1216 1490 1373">Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1373 464 1518">政策の達成目標</td> <td data-bbox="464 1373 1490 1518">多様な資金運用・調達機会を確保すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1518 464 1648">租税特別措置の適用又は延長期間</td> <td data-bbox="464 1518 1490 1648">恒久措置とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1648 464 1771">同上の期間中の達成目標</td> <td data-bbox="464 1648 1490 1771">(政策の達成目標と同じ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1771 464 1901">当該要望項目以外の税制上の支援措置</td> <td data-bbox="464 1771 1490 1901">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="225 1901 464 2056">予算上の措置等の要求内容及び金額</td> <td data-bbox="464 1901 1490 2056">なし</td> </tr> </table>	政策評価体系における位置付け	Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計	政策の達成目標	多様な資金運用・調達機会を確保すること。	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし	予算上の措置等の要求内容及び金額
政策評価体系における位置付け	Ⅲ-1-(1)多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計												
政策の達成目標	多様な資金運用・調達機会を確保すること。												
租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。												
同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)												
当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし												
予算上の措置等の要求内容及び金額	なし												

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	本特例の施行直後であるため、現時点では検証困難。
	租税特別措置の適用実績	本特例の施行直後であるため、現時点では検証困難。
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	本特例の施行直後であるため、現時点では検証困難。
	前回要望時の達成目標	我が国金融・資本市場の魅力を向上させることにより、海外からの資金を呼び込み市場の活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例の施行直後であるため、現時点では検証困難。
これまでの要望経緯	平成 21 年度において要望した結果、措置されたもの。	